

○本庄市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

平成20年9月30日

告示第243号の2

(設置)

第1条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者を選定するに当たり、適正かつ公平を期するため、本庄市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関する事項
- (3) その他指定管理者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は企画財政部長をもってこれに充て、委員は市職員及び埼玉県職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その身分を失った後も、同様とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理

する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、審議について必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部資産マネジメント推進課において処理する。

2 委員会における資料の作成及び説明等は、指定管理者の選定等に係る施設の所管課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日告示第299号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第114号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。